

## 川崎市地方卸売市場南部市場「食の安全連絡会議」設置要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、川崎市地方卸売市場南部市場で取り扱う食品の安全を確保することを目的として設置する川崎市地方卸売市場南部市場「食の安全連絡会議」(以下「連絡会議」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 連絡会議は南部市場の食品の安全を確保するため次の事項について協議等を行うものとする。

- (1) 南部市場で取り扱う食品の安全確保について
- (2) その他、必要な事項

(委員)

**第3条** 連絡会議の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部卸売業者(南部市場責任者)
  - (2) 水産物部卸売業者(南部市場責任者)
  - (3) 花き部卸売業者(南部市場責任者)
  - (4) 川崎青果仲卸組合組合長
  - (5) 川崎魚市場卸協同組合理事長
  - (6) 花き仲卸業者代表
  - (7) 川崎市地方卸売市場南部市場商業協同組合理事長
  - (8) 健康福祉局保健所食品安全課長
  - (9) 経済労働局中央卸売市場北部市場長
- 2 連絡会議は経済労働局中央卸売市場北部市場長を委員長、健康福祉局保健所食品安全課長を副委員長とし、委員長は連絡会議を代表し会務を総理する。
- 3 委員長は必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(会議)

**第4条** 連絡会議は必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

- 2 連絡会議は委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(事務局)

**第5条** 連絡会議の事務局は経済労働局中央卸売市場北部市場業務課に置く。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は委員長が連絡会議に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。